

国立大学法人 京都大学 宿舎管理規則 新旧対照表

改正前										改正後																																					
(前略) 別表第1(第2条第2項関係) (略) 別表第2(第3条関係) 1. 一般宿舎										附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1(第2条第2項関係) (同左) 別表第2(第3条関係) 1. 一般宿舎																																					
宿舎戸数(戸)										宿舎戸数(戸)																																					
宿舎名	所在地	構造	单身用規格					世帯用規格					計	宿舎名	所在地	構造	单身用規格					世帯用規格					計																				
			a	b	b	c	d	e	a	b	b	c					d	e	a	b	b	c	d	e																							
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	RC		(71)	(30)	(48)				(149)		71	144	60				(71)	(30)	(48)				(149)	宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	RC		71	30	60				(149)	宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	RC		71	30	60				(149)	
(中略)										(中略)																																					
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4				8				4	4					4	4				8	芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4				8	芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4				8
2. 看護師宿舎 (略) 別表第3(第13条関係)～別表第4(第25条関係) (略) 様式1～様式9 (略)										2. 看護師宿舎 (同左) 別表第3(第13条関係)～別表第4(第25条関係) (同左) 様式1～様式9 (同左)																																					